

令和7年度桑折町農業用資材等高騰緊急支援事業給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、肥料、家畜飼料、燃料等、農業用資材等の価格高騰により農業経営が圧迫されている農業者等を支援するため、予算の範囲内で交付する「令和7年度桑折町農業用資材等高騰緊急支援事業給付金」(以下「給付金」という。)の交付に関し、桑折町補助金等の交付等に関する規則(昭和56年桑折町規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 販売農家 本町に在住し、令和6年分所得税確定申告(又は令和7年度町県民税申告)又は青色申告をした者であって、かつ、農産物の販売金額が50万円以上の者。(令和7年に営農を開始した者である場合は、出荷伝票等で販売金額が50万円以上であることが確認できる者)をいう。
- (2) 認定農業者 農業経営改善計画を作成し、町又は県から認定を受けた者をいう。
- (3) 農業法人等 農業法人として町農業委員会に届出し、本町に所在する農地で農産物の生産・販売を行う法人及び本町に所在する農地で農産物の生産・販売を行う団体をいう。

(給付対象事業)

第3条 本事業の給付対象の種類(以下「給付対象事業」という。)は次に掲げるものとする。

- (1) 肥料等高騰対策支援給付
- (2) 家畜飼料等高騰対策支援給付
- (3) 施設園芸燃油等高騰対策支援給付

(給付対象者、給付額、給付上限)

第4条 給付金の交付対象となる者(以下「給付対象者」という。)の要件は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 町税の滞納が無いこと。
- (2) 令和8年1月1日現在で、桑折町内の農地(田・畑・樹園地)において、農産物を販売目的で生産しており、かつ、実際に販売している桑折町民または桑折町内に事務所(所在地)を有する農業法人・団体等であり、令和8年も引き続き農業を営む意思をもっていること。
- (3) 令和6年分の農業収入について税務申告をしており、かつその販売金額が50万円以上あること(令和7年に営農を開始した者である場合は、出荷伝票等で販売金額が50万円以上であることが確認できること。)
- (4) 桑折町暴力団排除条例(平成23年桑折町条例第21号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員等でないもの

2 各給付対象事業における給付額及び給付上限額については、別表のとおりとする。

(給付金の交付申請)

第5条 この要綱に基づき給付金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる給付対象事業ごとに、それぞれ該当する様式に必要な事項を記載し、町長に提出しなければならない。

- (1) 肥料等高騰対策支援給付 令和7年度桑折町農業用資材等高騰緊急支援事業給付金交付申請兼請求書(肥料等高騰対策支援給付)(第1号様式の1)
- (2) 家畜飼料等高騰対策支援給付 令和7年度桑折町農業用資材等高騰緊急支援事業給付金交付申請兼請求書(家畜飼料等高騰対策支援給付)(第1号様式の2)
- (3) 施設園芸燃油等高騰対策支援給付 令和7年度桑折町農業用資材等高騰緊急支援事業給付金交付申請兼請求書(施設園芸燃油等高騰対策支援給付)(第1号様式の3)

2 申請者は、前項に基づき交付申請する際、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 令和6年分所得税確定申告書(又は令和7年度町県民税申告書)の収支内訳書(農業所得用)又は青色申告決算書(農業所得用)の写し(農業法人にあっては、売上のうち販売金額が分かる書類)。ただし、令和7年に営農を開始した者である場合は、出荷伝票等で販売金額が50万円以上であることが確認できる書類の写し。
- (2) 振込先口座情報が記載してある通帳の写し。
- (3) 家畜飼料等高騰対策支援給付の申請にあっては、令和6年10月から令和7年9月までの1年間における牛又は鶏の出荷・飼育数量が分かる書類の写し並びに家畜舎及び出荷を目的とした家畜の写真。
- (4) 施設園芸燃油等高騰対策支援給付の申請にあっては、令和6年10月から令和7年9月までの期間における燃油購入量が分かる書類(領収書等)の写し並びに園芸施設及び加温設備(暖房機器)の写真。
- (5) その他町長が必要と認める書類。

(交付決定及び不交付決定)

第6条 町長は、給付金を交付すべきものと認めたときは、令和7年度桑折町農業用資材等高騰緊急支援事業給付金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、給付金を交付すべきではないと認めたときは、令和7年度桑折町農業用資材等高騰緊急支援事業給付金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(給付金の交付決定の取消し及び給付金の返還)

第7条 町長は、給付金の交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の決定を取り消し、既に交付した給付金の全部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により給付金を受けたとき。
- (2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(実績報告及び請求書の省略)

第8条 規則に定める給付金の実績報告及び請求書の提出は、第5条第1項各号に規定する書類の提出によって、代えるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月16日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(要綱の廃止)

3 令和6年度桑折町農業用資材等高騰緊急支援事業給付金交付要綱（令和7年桑折町告示第10号）は廃止する。

別表（第4条関係）

給付対象事業	給付額	給付上限額	備考
肥料等高騰対策支援給付	販売農家 12千円 認定農業者 29千円 農業法人等 59千円	-	
家畜飼料等高騰対策支援給付	出荷することを目的に養飼するため、令和6年10月から令和7年9月までの1年間に出荷又は飼育した牛及び鶏（ブロイラー・採卵鶏）に対し、牛は1頭あたり850円、鶏は百羽あたり850円を乗じて得た額。	1経営体あたり64千円	鶏の出荷・飼育数量の合計に100羽未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
施設園芸燃油等高騰対策支援給付	出荷することを目的に園芸施設で加温しながら農作物等を栽培するため、令和6年10月から令和7年9月までの1年間に購入した施設園芸用燃油（重油・灯油）に対し、1リットルあたり3円を乗じて得た額	1経営体あたり180千円	燃油の購入量の合計に1リットル未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。